

令和 4 年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用開始に伴う修正

（地震新旧 P19, 26、風水害等新旧 P24～26, 34）

地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運行が名古屋市へ委託されたことに伴い、運行要領、出動要請先等が変更されたことによる修正

イ 安否不明者等の氏名公表方針の策定に伴う修正

（地震新旧 P16～19, 32、風水害等新旧 P21, 23～25, 42）

愛知県が策定した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」及び「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表マニュアル」に基づき、氏名公表を実施することについて記載

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

春日井市災害時受援計画策定に伴う修正

(地震新旧 P4, 11～13, 20～23, 32、風水害等新旧 P15～17, 27, 29～31, 42, 43)

令和4年3月に春日井市災害時受援計画を策定し、大規模災害発生直後から届けられる人的・物的資源を受け入れるとともに最大限に活用し、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施するため、本部事務局総務班を中心とした体制を確保したことによる修正

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

原子力発電所における状況の修正、原子力災害対策指針の修正に伴う修正